



河川管理のコスト縮減及び資源の有効活用を目的とした試行的取組み！

## 信濃川の河道内樹木の伐採希望者を募集します

～営利目的でも応募できます～

信濃川河川事務所では、信濃川に繁茂する樹木のうち、河川管理上支障がある樹木の伐採を適宜実施しています。

従来、樹木の伐採・採取希望者の公募は営利を目的としない個人的な利用に限っていましたが、この度、**営利目的も可能とした、樹木の伐採希望者を募集する取組みを「試行」**します。

### 1. 概要

信濃川の河川内に繁茂している樹木は、放置すると樹林化が進行し、治水上あるいは河川管理上の問題があることから、対策として伐採作業を行っています。

今般、伐採に係るコスト縮減及び河道内樹木の有効活用を図る事を目的に、樹木を伐採・採取することを希望する方（企業・団体・個人）を「公募」し、河川法第25条の規定に基づく採取許可により、河道内樹木を採取する取組みを試行いたします。

公募に関しては、別添の公募文をご覧ください。

応募いただいた方については当事務所にて審査及び選定を行い、選定された方には引き続き河川法第25条に基づく採取許可申請手続きを行っていただきます。

【今回は試行につき、新潟県河川流水占用料等徴収条例による河川産出物採取料免除となります】

2. 公募期間 : 平成27年9月24日（木） ～ 10月15日（木）  
※応募書類の提出は郵送、FAX、電子メールで平成27年10月15日(木)必着
3. 採取期間 : 許可の日から平成27年12月31日（木）  
※申請に基づき変更可能です。
4. 採取場所 : 信濃川左岸河川敷（長岡市西野及び長岡市浦地先）
5. 問い合わせ・申込み先 : 北陸地方整備局 信濃川河川事務所 管理課  
〒940-0098 長岡市信濃1-5-30  
TEL : 0258-32-3259 . FAX : 0258-34-9040  
メールアドレス : shinano@hrr.mlit.go.jp

※電子メールでの問い合わせ・申込みの際は、件名を「樹木伐採・採取に関する問い合わせ・申込み」として送信して下さい。

※募集要領は事務所HPにも掲載しています

(<http://www.hrr.mlit.go.jp/shinano/office/koubo2015.html>)

#### 同時発表記者クラブ

長岡市記者会  
長岡地域記者会  
三条市記者室  
業界紙

#### 【問い合わせ先】

北陸地方整備局 信濃川河川事務所  
広報担当 専門官 小林 正夫  
電話)0258-32-3020(内線216)  
FAX)0258-33-8168